

保険医療機関の指定・施設基準

牧野皮膚科医院は保険医療機関です。

施設基準一覧

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

医療情報の活用について（医療DX推進体制整備加算）

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認を導入しております。 今後はマイナンバーカード利用の拡大に伴い、医療機関同士の連携による適切な医療や薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めて参ります。 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しません。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明性や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、 個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。 また、公費負担等 医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行いたします。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。一般名処方とは、お薬の有効成分をそのまま

お薬名として処方することで、調剤薬局において「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。薬の選択をする際には、調剤薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のため、国の政策として推進されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年6月 院長 牧野貴充